

横浜市産業廃棄物の処分に関する

指 導 要 綱 集

(平成29年10月)

横 浜 市 資 源 循 環 局
事業系対策部産業廃棄物対策課

☎231-0013

横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階

電 話 045-671-2515、3415

目 次

○横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱

(目的)	1
(適用範囲)	1
(処分の基準)	1
(産業廃棄物の分析調査)	1
(事前承認制度)	2
(分析調査報告書)	2
(委任)	2
(施行期日)	2
表一 1 《埋立処分に係る判定基準》	4
表一 2 《海洋投入処分に係る判定基準》	5
様式 1 産業廃棄物分析調査報告書	6

○横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱細則

第 1 趣 旨	8
第 2 用語の説明	8
第 3 特定廃棄物について	9
1 特定廃棄物	9
2 有害な特定廃棄物	10
3 コンクリート固型化	10
4 汚泥, 廃酸, 廃アルカリの分類	10

第4	排出事業者及び処理業者の責務	10
1	排出事業者の責務	10
2	処理業者の責務	11
第5	分析調査報告書の提出について	12
1	分析調査報告書の記入方法	12
2	分析項目及び頻度	13
3	承認申請手続	13
第6	特定廃棄物の分析方法等に関する事項	15
1	試料採取者の責務	15
2	分析機関の責務	16
別表1	埋立処分に係る分析項目	18
別表2	海洋投入処分に係る分析項目	19
別表3	中間処理又は資源化する廃棄物に係る分析項目	20
資料	政令で定められた施設	21

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱

制 定 昭和48年12月

最近改正 平成29年10月1日

(目的)

第1条 本要綱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことにより、横浜市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要綱は、市内の事業場において発生した産業廃棄物及び市内で埋立処分又は海洋投入処分される産業廃棄物に適用する。

(処分の基準)

第3条 産業廃棄物の埋立処分（遮断型を除く。）を市内で行う場合には、あらかじめ表-1の基準に適合するものとする。

2 産業廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、あらかじめ表-2の基準に適合するものとする。

3 陸上処分を行うことに特に支障のない産業廃棄物にあっては、安易に海洋投入処分を行わない。

(産業廃棄物の分析調査)

第4条 第2条に掲げる産業廃棄物を発生する事業者は、適切に処理を行うため分析等を行いその廃棄物の性状把握に努めるものとする。

2 市長は、本市が別に定める産業廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）を発生する事業者に対して、当該産業廃棄物の分析調査をするよう、協力を求めるものとする。

(事前承認制度)

第5条 市長は、本市内で特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分する事業者に対して、事前に承認を受けるよう協力を求めるものとする。

(分析調査報告書)

第6条 事業者は、第4条第2項の分析調査結果の本市への提出及び第5条の承認を受けようとするときには産業廃棄物分析調査報告書(様式1)により行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成2年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. 第3条第1項で定める基準のうちダイオキシン類については、平成12年1月15日の時点で現に設置されていた施設には、平成14年11月30日までの間は適用しない。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

表 - 1 《埋立処分に係る判定基準》

(横浜市指導基準)

	項 目	基 準 値 (溶出試験、但しダイオキシン類は含有量試験、総水銀は含有量及び溶出試験両方)
有 害 物 質	ア ル キ ル 水 銀	検 出 さ れ な い こ と
	総 水 銀	1,000 mg/kg 未満 (含有量) 0.005 mg/l 以下 (溶出)
	カ ド ミ ウ ム	0.09 "
	鉛	0.3 "
	有 機 燐	0.2 "
	六 価 ク ロ ム	0.5 "
	砒 素	0.3 "
	シ ア ン	1 "
	P C B	0.003 "
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 "
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 "
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2 "
	四 塩 化 炭 素	0.02 "
	1, 2 - ジククロロエタン	0.04 "
	1, 1 - ジククロロエチレン	1 "
	シス-1, 2 - ジククロロエチレン	0.4 "
	1, 1, 1 - トリククロロエタン	3 "
	1, 1, 2 - トリククロロエタン	0.06 "
	1, 3 - ジククロロプロペン	0.02 "
	チ ウ ラ ム	0.06 "
	シ マ ジ ン	0.03 "
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2 "
	ベ ン ゼ ン	0.1 "
	セ レ ン	0.3 "
	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.5 "
	ダ イ オ キ シ ン 類	3 ng-TEQ/g 以下
	一般 性状	水 分
含 油 量		※ 5 "

※ 基準値以下であっても性状により埋立不適とされることもある。

表-2 《海洋投入処分に係る判定基準》

(横浜市指導基準)

項 目 廃棄物の種類		基 準 値		
		非水溶性無機性汚泥	有機性汚泥	廃 酸 廃アルカリ
		溶 出 試 験	含 有 量 試 験	含 有 量 試 験
有害物質	アルキル水銀	不 検 出	不 検 出	不 検 出
	総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	0.025 mg/kg以下	0.025 mg/ℓ以下
	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	有機燐	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	0.15 mg/kg以下	0.15 mg/ℓ以下
	シアン	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	P C B	不検出	0.003 mg/kg以下	0.003 mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
	1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	0.04 mg/kg以下	0.04 mg/ℓ以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	0.4 mg/kg以下	0.4 mg/ℓ以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	3 mg/kg以下	3 mg/ℓ以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
	チウラム	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	シマジン	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	セレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	海洋投入処分に係る規制物質	銅	0.14 mg/ℓ以下	10 mg/kg以下
亜鉛		0.8 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
弗化物		3 mg/ℓ以下	15 mg/kg以下	15 mg/ℓ以下
ベリリウム		0.25 mg/ℓ以下	2.5 mg/kg以下	2.5 mg/ℓ以下
クロム		0.2 mg/ℓ以下	2 mg/kg以下	2 mg/ℓ以下
ニッケル		0.12 mg/ℓ以下	1.2 mg/kg以下	1.2 mg/ℓ以下
バナジウム		0.15 mg/ℓ以下	1.5 mg/kg以下	1.5 mg/ℓ以下
有機塩素		1 mg/ℓ以下	4 mg/kg以下	4 mg/ℓ以下
フェノール		0.2 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
一般性状	p H	—	—	5.0以上 9.0以下
	油分	15 mg/ℓ以下		
	油膜	処分により海面に油膜が生じないものであること。		

(報告先)
横浜市長

〒

住所
氏名

印

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。
[事業者記入欄]

提出区分	ア 定期報告 ウ 許可申請	イ 承認申請 (新規, 継続, 中間報告) エ その他 ()	
産業廃棄物管理者等	所属 TEL ()	氏名 () 印	
事業概要	業種		
	主要製品		
廃棄物名 (社内名)		主成分	
試料採取者及び 採取年月日	所属 氏名	年 月 日 採取	
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程 及び処理工程 (フローシート)	発生場所 報告者住所と 1 . 同じ 2 . 異なる ()		
保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処理処分方法	埋立 (A ・ B ・ C 海域)	海投 ()	
廃棄物排出量	中間処理	資源化 ()	
	その他 ()		
保管方法	通常保管量		
処理処分 状況	収集・運搬者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	中間処理者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	最終処分者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	資源化・再利用者	住所 氏名 TEL ()	

横浜市 記入欄	
------------	--

[分析機関記入欄]

一般性試験	試料の性状	1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 ()			
	海洋投入処分の場合	固液分離の有無: 1 0 0メスシリンダーに入れて30分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確			
		油膜	有 ・ 無		油分
	水分	%	pH	(°C)	n-ヘキサン抽出物質量
固型分	%	不溶成分	%	固型分の熱灼減量	%

項目	含有量試験値	溶出試験値	試験方法	
			含有量試験	溶出試験
アルキル水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
総水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
カドミウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機燐	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
六価クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
砒素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シアン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
PCB	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チウラム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シマジン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
セレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ	—		
銅	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
亜鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
弗化物	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベリリウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ニッケル	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
バナジウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機塩素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
フェノール類	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		

分析機関 所在地 名称 濃度計量証明事業所登録番号	印 号	分析期間	年	月	日	～	年	月	日
		環境計量士							

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱細則

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱細則

制 定 昭和48年12月

最近改正 平成29年10月1日

第1 趣 旨

この細則は「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第7条の規定により、指導要綱の実施において必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の説明

1 法令等の略称

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

2 有害物質等の種類

有害物質等とは下記中の「有害物質等の種類」をいい、表の略称又は記号を用いる。

	有害物質等の種類	略 称	記 号	有害物質等の種類	略 称	記 号
有害物質	アルキル水銀化合物	アルキル水銀		1, 1-ジクロロエチレン	—	—
	水銀又はその化合物	総水銀	H g	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—
	カドミウム又はその化合物	カドミウム	C d	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—
	鉛又はその化合物	鉛	P b	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—
	有機燐化合物	有機燐	Org-P	1, 3-ジクロロプロペン	—	—
	六価クロム化合物	六価クロム	Cr ⁶⁺	テトラメチルチウラムジスルไฟド [*]	チウラム	—
	砒素又はその化合物	砒素	A s	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン	シマジン	—
	シアン化合物	シアン	C N	S-4-クロロベンジル-N, N-ジエチルチオカルバマート	チオベンカルブ	—
	ポリクロリネイテッドヒフェニル	P C B	PCB	ベンゼン	—	—
	トリクロロエチレン	トリクレン	C ₂ HCl ₃	セレン又はその化合物	セレン	S e
係る規制物質	銅又はその化合物	銅	—	1, 4-ジオキサソ	—	—
	亜鉛又はその化合物	亜鉛	—	ダイオキシン類	—	—
	フッ化物	—	—			
	バリウム 又はその化合物	バリウム	—			
海洋投入処分に	銅又はその化合物	銅	—	ニッケル又はその化合物	ニッケル	—
	亜鉛又はその化合物	亜鉛	—	バナジウム又はその化合物	バナジウム	—
	フッ化物	—	—	有機塩素化合物	有機塩素	—
	バリウム 又はその化合物	バリウム	—	フェノール類	フェノール	—
	クロム又はその化合物	クロム	—			

3 政令で定められた施設

政令で定められた施設とは、政令別表第4、第5及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、第2に定められている施設をいう。資料1参照。

4 含有量試験

含有量試験とは、検体中に含まれる金属等の量を計測する検定方法の1つであり、産業廃棄物中に含まれる有害物質等の重量を測定するものである。

5 溶出試験

溶出試験とは、一定の条件下において検体から溶出してくる金属等の量を計測する検定方法の1つであり、産業廃棄物が環境中でどの程度の有害物質等を溶出させるかを測定するものである。

6 一般性状試験

一般性状試験とは、産業廃棄物の形状、色、臭気、水分、pH等の分析で、産業廃棄物分析調査報告書（様式1）の一般性状試験欄に掲げる項目をいう。

第3 特定廃棄物について

1 特定廃棄物

特定廃棄物とは、指導要綱第4条第2項の規定により分析調査の対象となる次の産業廃棄物をいう。

- (1) 汚泥
- (2) 廃酸
- (3) 廃アルカリ
- (4) 鋳さい
- (5) 燃え殻
- (6) ばいじん
- (7) 廃油（トリクロ、パークル、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチル及びそれらを含むものに限る。）
- (8) 廃水銀等
- (9) (1) から (8) の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分するために処理したもの
- (10) その他市長が指示するもの

ただし、(7)の廃棄物のうち、発生工程等から判断して市長が認めるものについては、分析調査を省略することもできる。

2 有害な特定廃棄物

有害な特定廃棄物とは、特定廃棄物のうち次のものをいう。

- (1) 政令で定められた施設の有無にかかわらず、有害物質の分析調査結果が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平成12年厚生省令第1号）並びに本市の指導要綱で定める有害物質の判定基準を超えたもの。

なお、基準値は指導要綱の表1、表2を参照。

- (2) 廃PCB等、PCB汚染物及び廃油（トリクロ、パークロ、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン及びそれらを含むものに限る。）

3 コンクリート固型化

有害な特定廃棄物のコンクリート固型化を行う場合には「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」（昭和52年環境庁告示第5号）で定められた方法による。

4 汚泥、廃酸、廃アルカリの分類

- (1) 汚泥、廃酸、廃アルカリを区別する場合は固型分及び不溶成分を測定し、固型分3%未満又は不溶成分1%未満のときはpHにより「廃酸」「廃アルカリ」とし、固型分3%以上かつ不溶成分1%以上のときは「汚泥」とする。
- (2) 汚泥の有機性、無機性の区別は発生工程等により判断する。それで判断できない場合は固型分の熱灼減量を測定し、40%以上のときは「有機性汚泥」、40%未満のときは「無機性汚泥」とする。
- (3) 無機性汚泥の水溶性、非水溶性の区別は、試料の不溶成分を測定し、その量が固型分の50%以上を占めるときは、「非水溶性無機性汚泥」とし、50%未満のときは、「水溶性無機性汚泥」とする。

第4 排出事業者及び処理業者の責務

1 排出事業者の責務

特定廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正な処理を行うため、次の事項を実施する。

(1) 管理組織の整備

産業廃棄物に関する業務を適切に行うため、事業所ごとに産業廃棄物の管理者を置くこと。
処理計画、管理規定を定め、産業廃棄物の適正管理の徹底を図ること。

(2) 記録の保存

特定廃棄物の種類、処理量、処理方法、分析調査結果等、廃棄物の処理に必要な事項を常に記録し、その帳簿等を1年ごとに閉鎖し5年間保存すること。

(3) 産業廃棄物の分析調査

特定廃棄物の分析調査は別表1～3に定める頻度以上で行うこと。

ただし、分析試薬など有害物質等の組成が判明している廃棄物を処分する場合は本市の指導により該当する分析項目を減ずることができる。

当該産業廃棄物の分析結果は本市に報告するほか、処理を委託する業者への情報提供等に活用すること。

(4) 事前承認制度

本市内で特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分する場合、別表1～2に定める頻度以上で分析調査を行い、事前に分析調査報告書を提出し本市の承認を受けること。

(5) 事故時の措置

特定廃棄物の処理に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともにその状況を遅滞なく本市に報告すること。

また、原因を究明し必要な対策を講じること。

2 処理業者の責務

特定廃棄物の中間処理業者及び最終処分業者は、自らの責任において適正な処分を行うため、次の事項を実施する。

(1) 管理組織の整備

産業廃棄物処理の管理者を置くとともに、管理組織の整備を行うこと。

(2) 受託する特定廃棄物の性状把握

特定廃棄物の処分を受託する場合は、排出事業者より分析調査結果等を定期的に受領し、あらかじめ当該廃棄物の種類、数量、性状、その他処分に必要な情報を把握し、適切に処分すること。

(3) 産業廃棄物の分析調査

中間処理残さ物の分析調査は別表1～3に定める頻度以上で行うこと。

当該産業廃棄物の分析結果は本市に報告するほか、中間処理残さ物の処理を委託する業者への情報提供等に活用すること。

(4) 事前承認制度

本市内で残さ物を埋立処分又は海洋投入処分する場合、別表1～2に定める頻度以上で分析調査を行い、事前に分析調査報告書を提出し本市の承認を受けること。

(5) 承認手続きの確認

埋立処分業者または海洋投入処分業者にあつては、受託する特定廃棄物が本市の承認を得ているか確認すること。未承認もしくは承認期限の切れた廃棄物は受託してはならない。

(6) 事故時の措置

特定廃棄物の処理に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき、又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく本市に報告すること。

また、原因を究明し必要な対策を講じること。

第5 分析調査報告書の提出について

1 分析調査報告書の記入方法

(1) 報告者が法人の場合の住所、氏名は、その廃棄物を排出する事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

(2) 提出区分は、該当するものを○で囲むこと。

(3) 廃棄物名は通常使用している名称を記入すること。

(4) 主成分は把握している範囲で記入すること。(例水酸化銅)

(5) 廃棄物発生工程及び処理工程はできるだけ詳細に図式で記入し、廃棄物の発生部分を赤で囲むこと。

また、発生場所が報告者の住所と異なる場合は()内に発生場所の住所を記入すること。

(6) 保有する政令で定められた施設は、資料1に掲げる施設のうち該当する番号、記号及び施設名を記入すること。

(例 No.6 6－電気メッキ施設)

(7) 処理処分方法は、該当するものを○で囲み中間処理の場合は「焼却」等、資源化の場合は「銀回収」等と具体的に記入すること。

(8) 廃棄物排出量は、月平均量を記入すること。(例10 t/月)

(9) 処分頻度は、月又は年に何回処分するかを記入すること。(例2回/月)

2 分析項目及び頻度

(1) 市内で埋立処分する場合

- ア 指導要綱第5条の承認申請を初めて行う場合は、別表1の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。
- イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表1の継続又は中間報告の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。
- ウ 分析が不要な特定廃棄物もあるので、事前に本市に相談すること。

(2) 市内から海洋投入処分する場合

- ア 指導要綱第5条の承認申請を初めて行う場合は、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。
- イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。

(3) その他の処分の場合

初めて分析を行う場合は、別表3の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。第2回目以降の分析については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表3の継続の分析項目に従って試験を行うこと。なお、資源化再利用されていることが明らかである場合は、試験を省略することもできる。

3 承認申請手続

(1) 本市内で埋立処分する場合

特定廃棄物を初めて本市内で埋立処分する場合は、次の書類等を事前に本市に持参し、本市の承認を受けること。

また、分析が不要な場合もあるので事前に相談すること。

○分析調査報告書2部（1部は控えとして承認後返却する。）

○当該産業廃棄物のサンプル（300g程度）

○返信用封筒（必要額の切手をはり、返信先を明記したもの）

なお、承認の有効期限は原則として1年間（分析用の試料採取月の1年後の同月まで）とする。

また、期限後も埋立処分を継続する場合は、事前に分析調査報告書2部及び返信用封筒を提出し本市の承認を受けること。

さらに本市内で最終処分している廃棄物で、承認を受けた後市内の埋立処分業者を変更又は追加する場合は、最終処分者欄を訂正追加した控えの分析調査報告書、その写し及び返信用封筒にその旨を記載した文書を添えて本市あて郵送して承認を受けること。

(2) 本市内から海洋投入処分する場合

特定廃棄物を、本市内から初めて海洋投入処分する場合、廃棄物排出事業者は次の手順に従って承認申請を行うこと。

ア 廃棄物を排出する事業所を管轄する自治体（都道府県又は保健所設置市）に当該廃棄物の海洋投入処分について事前に相談する。

イ 管轄自治体が海洋投入処分を認めた後、本市から来庁を要請するので、次の書類等を持参し、相談する。

(ア) 海洋投入処分理由書

(イ) 発生工程及び排水処理工程フローシート

(ウ) 事業所全体の建造物配置図

(エ) 当該産業廃棄物のサンプル

ウ 本市の指示に従って当該産業廃棄物の分析調査を行い、その結果が判明した後、次の書類等を持参して承認申請を行う。

(ア) 分析調査報告書（提出部数 3 部）

(イ) 海洋投入処分理由書（提出部数 3 部）

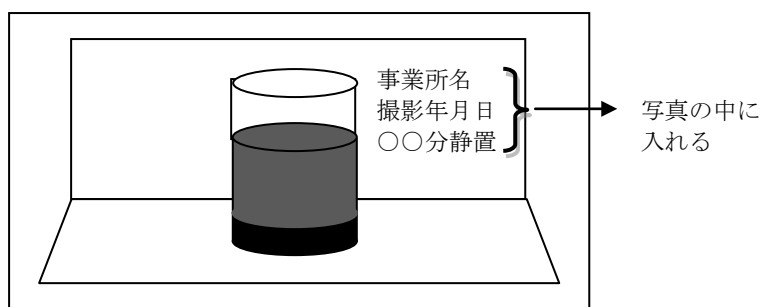
1 部は提出先を第三管区海上保安本部長とする。

政令第 6 条第 1 項第 5 号は『埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。』と定めている。理由書は、その趣旨に基づいて海洋投入処分の妥当性について判断するための資料となるので作成にあたって次の点に留意すること。

- ・ 抽象的な説明ではなく、定量的な説明であること。
- ・ 陸上処分が困難であることの説明が具体的に示されていること。
- ・ 廃棄物処理の将来計画が盛り込まれていること（なるべく具体的に）。

(ウ) 写真（提出部数 4 部）

- ・ 廃棄物、発生源、処理施設、保管場所、及びその他関連施設の写真。
- ・ 台紙（A 4 版）に貼り、説明を付記すること。
- ・ 写真はすべてカラーで撮影すること。
- ・ 廃棄物の写真は、廃棄物を無色透明な容器に入れしばらく静置し、固液分離するものは十分に分離してから白紙等をバックにして撮影すること。



(エ) 事業所全体の建造物配置図（発生場所、保管場所を明示したもの）（提出部数 3 部）

(オ) 当該産業廃棄物のサンプル（300 g 程度を無色透明な容器に入れたもの）

エ 承認の有効期限は、原則として 1 年間（分析用の試料採取月の 1 年後の同月まで）とする。

期限後も海洋投入処分の継続を希望する場合は、ウに掲げる書類等のほか、「海洋投入処分実績報告書」（本市指定報告書、3 部）を持参して、毎年本市の承認を受けること。

(3) 市外から海洋投入処分を行う場合

本市内で発生する産業廃棄物を市外から海洋投入処分する場合、本市の事前指導を受けた後、処分業者を管轄する自治体（都道府県又は保健所設置市）の指導に従うこと。

第 6 特定廃棄物の分析方法等に関する事項

1 試料採取者の責務

(1) 試料の採取

分析試料採取場所、採取方法は当該廃棄物を代表するように採取すること。

試料の採取は、原則として日本工業規格（JIS）K0060（産業廃棄物のサンプリング方法）に準拠して行う（ダイオキシン類に係る燃え殻、ばいじんの採取については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年 7 月厚生省告示第 192 号）別表第 1 に定める方法による。）こととするが、これが困難な場合には次にあげる方法により行ってもよい。料採取にあたっては、採取器具及び試料容器を十分に洗浄して試料に異物が混入したり、試料が汚染されたりしないよう注意し、また必要量より多く採取し、十分に混合又は攪拌して均一にしたのち、四分法等で縮分して分析試料と保管試料等を分取すること。試料容器は金属製のものを避け、ガラス容器、ポリ容器、ビニール袋等を用い、採取後速やかに分析調査を行うこと。

ア ドラム缶、コンテナ等の容器に保管されている汚泥等を採取する場合

容器内の 1 か所からのみ採取することなく、できるだけ各所から採取し、混合縮分して試料とする。また、保管容器が多数ある場合は、できるだけ多くの容器から同様に採取する。

イ ビニール袋等に保管されている汚泥等を採取する場合

アと同様に採取する。

ウ 山積みされて保管されている汚泥等を採取する場合

アと同様に採取する。

エ 液状の廃棄物（流動的な汚泥の場合を含む。）を採取する場合

攪拌することが可能な場合には、十分に攪拌して均一にした上で採取する。二層以上に分離していて、攪拌することができない場合には、各層の量に応じて採取管等により採取する。

オ 塊状の廃棄物を採取する場合

いくつかの塊をランダムに抽出し、それを粉砕・混合したのち、必要量を採取する。

カ コンクリート固型化物の場合

原則として、固型化する際に予めコンクリート混練物の適量を採取し、テストピースを成形し、これをコンクリートブロックと同一条件で養生を行い、固化後粉碎して試料とする。強度試験等に用いるテストピースの作成については、J I S A 1 1 3 2及びA 1 1 0 7を参照のこと。

アからカのいずれにも該当しない場合においても、できるだけ品質的に偏らない採取方法をとること。

(2) 試料の保管

ア 試料採取後すみやかに分析を開始すること。

イ 分析調査を行う試料については、試料の一部（300g程度）を3か月間保管すること。

ウ 試料の保管については、試料名、採取年月日、採取者名を付し、密封し、温度、湿度、直射日光等の影響を受けないよう必要な措置を講ずること。

(3) 分析機関の選定

分析調査は、濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の分析調査機関に委託することを原則とすること。

2 分析機関の責務

(1) 分析調査報告書〔分析機関記入欄〕の記入要領

依頼者が産業廃棄物の分析結果を横浜市に提出する場合は、本要綱で定めた分析調査報告書を使用して、その廃棄物の処分方法に適応した分析方法で下記の注意事項を参考にして記入すること。

ア 試料の性状は当該廃棄物の状態を○で囲み、色は黄土色、薄緑色等、臭気は腐敗臭、刺激臭等具体的に記入し、その他特別な性質があれば記入すること。

イ 海洋投入処分を行う場合には、固液分離の有無、油膜の有無及び引火性の試験を行うこと。

ウ 海洋投入処分を行う場合の含油量試験は、油分（四塩化炭素抽出、赤外吸光度法）で行うこと。その他の処分方法の場合はノルマルヘキサン抽出物質法で行うこと。

エ 海洋投入処分の場合の含有量試験については、昭和48年環境庁告示第13号によること。

その他の処分の場合の含有量試験は、J I S K 0 1 0 2、5等を参考にして前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同じ方法で行うこと。

オ 溶出試験の溶出操作は、処分方法で異なるので注意すること。中間処理、資源化の場合は特に指示のない限り埋立処分に準ずる。

カ 試験方法は、J I S K ○ ○ ○ ○ 番、○年告示○号の○○方法というように具体的に記入すること。

キ 分析結果が検出限界以下の場合にはND、不検出と記入するだけでなく、その試験方法における検出限界値も具体的に記入すること。

ク 分析期間は、試料を受け付けてから分析終了までとする。

(2) 分析試験方法

ア 一般性状試験方法

(ア) 固型分：昭和48年環境庁告示第13号第1の1の備考に準ずる。

(イ) 油分：昭和51年環境庁告示第3号（四塩化炭素抽出、赤外吸光光度法）による。

(ウ) ノルマルヘキサン抽出物質量：試料の適量をソックスレー抽出器に入れn-ヘキサンを用いて抽出した抽出液を検液とし、昭和49年環境庁告示第64号付表4に掲げる方法による。

(エ) 水分：100から固型分(%)を減じたもの。

(オ) pH

- ・ (廃酸、廃アルカリの場合)

有姿のままを検液とし、JIS K0102.12（ガラス電極法）による。

- ・ (廃酸、廃アルカリ以外の場合)

試料10w/v%液を検液とし、JIS K0102.12（ガラス電極法）による。

(カ) 熱しゃく減量：平成2年衛環第22号厚生省環境整備課長通知の別紙2に掲げる方法。

(キ) 不溶成分：全量を100%とし重量%で表わす。

- ・ 有姿のまま検液とし孔径1ミクロンのメンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。
- ・ 有姿の状態では測定できないものは、試料10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。

(ク) 油膜：昭和51年環水企第38号（視認法）による。

(ケ) 引火性試験：JIS K2265（原油及び石油製品引火性試験方法）に準ずる。

（ただし、加熱温度は40～60℃とする。）

イ 溶出試験方法、含有量試験方法

有害物質等：昭和48年環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」等による。

総水銀含有量：平成29年6月環境省「水銀廃棄物ガイドライン」等による。

ダイオキシン類：平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1に定める方法による。

ウ コンクリート固型化物の一軸圧縮強度試験方法

昭和52年環境庁告示第5号「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」による。

別表 1

《 埋立処分に係る分析項目 》

有害物質等	排出者	排出事業者 (処理業者を除く)		処理業者		
		初 回	継 続	初 回	継 続	中間報告
アルキル水銀		◎	●	◎	○	—
総水銀		◎	◎ ※1	◎	◎ ※1	○
カドミウム		◎	○	◎	○	○
鉛		◎	○	◎	○	○
有機燐		◎	●	◎	○	—
六価クロム		◎	○	◎	○	○
砒素		◎	○	◎	○	○
シアン		◎	○	◎	○	○
P C B		◎	●	◎	○	—
トリクレン		○	● ※2	○	○	● ※2
パークレン		○	● ※2	○	○	● ※2
ジクロロメタン		●	●	○	●	—
四塩化炭素		●	●	○	●	—
1,2-ジクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
1,1,1-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,3-ジクロロプロペン		●	●	○	●	—
チウラム		●	●	○	●	—
シマジン		●	●	○	●	—
チオベンカルブ		●	●	○	●	—
ベンゼン		●	●	○	●	—
セレン		●	●	◎	●	—
1,4-ジオキサン		●	●	○	●	—
ダイオキシン類		◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験	必ず行う（コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。）。					
分析頻度		1 回/年		1 回/年	1 回/3か月	

◎：含有量試験及び溶出試験を行う。

○：溶出試験を行う。

●：資料1「政令で定められた施設」に該当する施設を有する場合、同表の該当する施設の右欄に掲げる分析項目の溶出試験を行う。また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇：含有量試験を行う。

ただし、当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ資料1「政令で定められた施設」に該当する施設を有し、同表の該当する施設の右欄に掲げる分析項目に該当する場合以外は、省略することができる。

※1：発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行うものとする。

※2：当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

別表-2

《海洋投入処分に係る分析項目》

排出者 有害物質等	排出事業者 処理業者	排出者 有害物質等	排出事業者 処理業者
アルキル水銀	○	フェノール	○
総水銀	○	銅	○
カドミウム	○	亜鉛	○
鉛	○	弗化物	○
有機燐	○	ベリリウム	○
六価クロム	○	クロム	○
砒素	○	ニッケル	○
シアン	○	バナジウム	○
PCB	○	有機塩素	○
トリクロロエチレン	○	一般性状試験	◎
テトラクロロエチレン	○	分析頻度	△
ジクロロメタン	○	分析表の提出期限	分析完了後1か月以内
四塩化炭素	○	<p>○：非水溶性無機汚泥については、溶出試験を行う。</p> <p>有機性汚泥、廃酸・廃アルカリについては、含有量試験を行う。</p> <p>◎：必ず試験を行う。</p> <p>△：排出事業者にあつては、6か月に一度、処理業者にあつては、月に一度又は頻度の少ない場合は、処分するごとに実施する。</p>	
1・2-ジクロロエタン	○		
1・1-ジクロロエチレン	○		
シス-1・2-ジクロロエチレン	○		
1・1・1-トリクロロエタン	○		
1・1・2-トリクロロエタン	○		
1・3-ジクロロプロパン	○		
チウラム	○		
シマジン	○		
チオベンカルブ	○		
ベンゼン	○		
セレン又はその化合物	○		
1, 4-ジオキサン	○		

別表3 ≪ 中間処理又は資源化する廃棄物に係る分析項目 ≫

排出者 有害物質等	排出事業者及び処理業者				
	特定廃棄物の種類	中間処理する廃棄物		資源化・再利用する廃棄物	
		初回	継続	初回	継続
アルキル水銀	△	△	△	△	
総水銀	◎	△	△	△	
カドミウム	◎	△	△	△	
鉛	◎	△	△	△	
有機燐	△	△	△	△	
六価クロム	◎	△	△	△	
砒素	◎	△	△	△	
シアン	◎	△	△	△	
P C B	△	△	△	△	
トリクレン	△	△	△	△	
パークレン	△	△	△	△	
ジクロロメタン	△	△	△	△	
四塩化炭素	△	△	△	△	
1, 2-ジクロロエタン	△	△	△	△	
1, 1-ジクロロエチレン	△	△	△	△	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	△	△	△	△	
1, 1, 1-トリクロロエタン	△	△	△	△	
1, 1, 2-トリクロロエタン	△	△	△	△	
1, 3-ジクロロプロペン	△	△	△	△	
チウラム	△	△	△	△	
シマジン	△	△	△	△	
チオベンカルブ	△	△	△	△	
ベンゼン	△	△	△	△	
セレン	△	△	△	△	
1, 4-ジオキサン	△	△	△	△	
ダイオキシン類	◆	◆	◆	◆	
一般性状試験	◇	◇	◇	▲	
分析頻度		1 回/年		1 回/年	

- ◎：廃酸、廃アルカリについては含有量試験を行う。それ以外の廃棄物については含有量試験及び溶出試験を行う。
- △：含有量試験又は溶出試験を行う。
ただし、資料1「政令で定められた施設」に該当する施設を有し、かつ同表の該当する施設の右欄に掲げる分析項目に該当する場合以外は、省略することができる。
- ◆：含有量試験を行う。
ただし、廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ資料1「政令で定められた施設」に該当する施設を有し、同表の該設の右欄に掲げる分析項目に該当する場合以外は、省略することができる。
- ◇：必ず試験を行う。
- ▲：△を測定する時は必ず試験を行う。
- ※ ○及び△の分析は、廃棄物の種類が廃酸及び廃アルカリの場合には含有量試験を行い、それ以外の廃棄物については溶出試験を行う。
- ※ 有害な廃棄物の処理を委託する場合は、有害物質の種類と量を必ず明示すること。
- ※ 分析を省略できる場合もあるので、必ず事前に本市に相談すること。

資料

政令で定められた施設

1 特定有害産業廃棄物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリを発生する特定施設

(政令2条の4第5号キ～ス及びピン、政令別表3及び別表5)

特定施設名		規制対象物質名
NO	(注: 数字は水質汚濁防止法施行令別表第1、漢数字はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2の分類による)	
19	紡績業又は繊維製品の製造若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	Cr ⁶⁺ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
	ト 染色施設 (クロム媒染を行うものに限る)	
	ト 染色施設 (なっ染を行うものに限る)	
	チ 薬液浸透施設	
	リ のり抜き施設	1,1-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ジクロロメタン
	イ 湿式紡糸施設	
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設	
	ハ 原料回収施設	ジクロロメタン, 1,1-ジクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	Cr ⁶⁺ , As
	ロ 薬液浸透施設	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
	イ 原料浸せき施設	
	ニ 蒸解施設	
	ホ 蒸解廃液濃縮施設	
	ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	
	ト 漂白施設	
	チ 抄紙施設 (抄造施設を含む)	
	リ セロハン製膜施設	ベンゼン
	ヌ 湿式繊維板成型施設 (故紙を主原料とするパルプ、板紙又は機械すき和紙の製造業の用に供するものに限る)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
	ル 廃ガス洗浄施設 (故紙を主原料とするパルプ、板紙又は機械すき和紙の製造業の用に供するものに限る)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
	ル 廃ガス洗浄施設	ベンゼン
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって次に掲げるもの	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1-ジクロロエチレン, ジクロロメタン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設	
	ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	

24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	As
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	Hg
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設	Hg,Cd,Pb, Cr ⁶⁺ ,Se
	イ 洗浄施設（紺青製造業の用に供するものに限る）	Hg,Cd,Pb, Cr ⁶⁺ ,CN,Se
	ロ ろ過施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,Se
	ロ ろ過施設（紺青製造業の用に供するものに限る）	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,CN,Se
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	Cd,Se
	ホ 廃ガス洗浄施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,CN,Se
27	25号、26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
	イ ろ過施設（シアン化合物製造業の用に供するものに限る）	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,Se
	ロ 遠心分離機	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
	ロ 遠心分離機 （シアン化合物製造業の用に供するものに限る）	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,Se
	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設	CN
	ヌ 廃ガス洗浄施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,Se
	ル 湿式集じん施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設	CN
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	Hg,1,2-ジクロロエタン
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器	ベンゼン

31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設	ジクロロメタン,四塩化炭素
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,1.1-ジクロロエチレン,四塩化炭素,1.1.1-トリクロロエタン,シス-1.2-ジクロロエチレン
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	Cr ⁶⁺ ,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,四塩化炭素,ジクロロメタン,シス-1.2-ジクロロエチレン,ベンゼン,
	イ ろ過施設	1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン
	イ ろ過施設 (シアン化合物を含有する有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するものに限る)	Cr ⁶⁺ ,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,ベンゼン,
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン,
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (シアン化合物を含有する有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するものに限る)	Cr ⁶⁺ ,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,ベンゼン,
	ハ 遠心分離機	1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン
	ハ 遠心分離機 (シアン化合物を含有する有機顔料又は合成染料の製造業の用に供するものに限る)	Cr ⁶⁺ ,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,ベンゼン,
	ニ 廃ガス洗浄施設	1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
イ 縮合反応施設	1,4-ジオキサン	

	ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機	CN,ジクロロメタン,四塩化炭素,ベンゼン, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,2-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
	ニ 静置分離器	ジクロロメタン,四塩化炭素,ベンゼン, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
	ホ 弗くふつ>素樹脂製造施設のうち, ガス冷却洗浄施設及 び蒸りゆう施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,四塩化炭素, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン
	リ 廃ガス洗浄施設	CN,ジクロロメタン,四塩化炭素,ベンゼン, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
	ヌ 湿式集じん施設	ジクロロメタン,四塩化炭素,ベンゼン, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,2-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素, 1,1-ジクロロエチレン,シス-1,2-ジクロロエチレン, チウラム,ベンゼン
	イ ろ過施設 ロ 脱水施設	
	ハ 水洗施設	
	ニ ラテックス濃縮施設	
	ホ スチレン・ブタジエンゴム, ニトリル・ブタジエンゴム 又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち, 静置分離器	CN,チウラム,ベンゼン,四塩化炭素
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	チウラム
	イ 蒸りゆう施設	
	ロ 分離施設	
	ハ 廃ガス洗浄施設	

37	31号から35号に掲げる事業所以外及び合成洗剤製造業以外の石油化学工業 （石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、石油精製業及び潤滑油再生業を除く） の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設	C_2HCl_3, C_2Cl_4 , ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設	CN
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設	Cd, ベンゼン
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	ベンゼン
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設	ベンゼン
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	1,4-ジオキサン
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	ベンゼン
	オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設	ベンゼン
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	CN
タ 廃ガス洗浄施設	Cd, C_2HCl_3, C_2Cl_4 , ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	1,4-ジオキサン
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設	ジクロロメタン, 四塩化炭素, ベンゼン
	ロ 抽出施設	C_2HCl_3, C_2Cl_4 , ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, ベンゼン

43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	Cd
46	有機化学工業製品製造業（水質汚濁防止法施行令別表第1の第28号から第45号までの事業（香料製造業、石けん製造業、合成洗剤製造業、合成ゴム製造業、合成樹脂製造業等）を除く）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶⁺ ,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン,1.3-ジクロロプロペン,チウラム,シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,Se,1,4-ジオキサン
	イ 水洗施設 （シアン化合物製造業の用に供するものに限る）	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶⁺ ,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン,1.3-ジクロロプロペン,チウラム,シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,Se,1,4-ジオキサン
	ロ ろ過施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶⁺ ,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,Se,1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン,1.3-ジクロロプロペン,チウラム,シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,1,4-ジオキサン
	ロ ろ過施設（シアン化合物製造業の用に供するものに限る） ニ 廃ガス洗浄施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶⁺ ,C ₂ HCl ₃ ,CN,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1.1.2-トリクロロエタン,1.3-ジクロロプロペン,チウラム,シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,Se,1,4-ジオキサン
47	医薬品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの ロ ろ過施設 ハ 分離施設	Hg,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,1.1.1-トリクロロエタン,ベンゼン,1,4-ジオキサン
	ニ 混合施設（有害物質を含むものを混合するものに限る）	Hg,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,ベンゼン,1.2-ジクロロエタン,1.1-ジクロロエチレン,シス-1.2-ジクロロエチレン,1.1.1-トリクロロエタン,1,4-ジオキサン
	ホ 廃ガス洗浄施設	Hg,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,CN,ジクロロメタン,四塩化炭素,1.2-ジクロロエタン,1.1.1-トリクロロエタン,ベンゼン,1,4-ジオキサン

49	農業製造業の用に供する混合施設 （有害物質を含むものを混合するものに限る）	Pb,As,Org-P,1,3-ジクロロプロペン,チウラム, シマジン,チオベンカルブ
50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶⁺ ,As,CN,Se, C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン,1,3-ジクロロプロペン,チウラム, シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,1,4-ジオキサン
51	石油精製業 （潤滑油再生業を含む） の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	ベンゼン
	ホ 潤滑油洗浄施設	C ₂ HCl ₃ ,1,1-ジクロロエチレン,ベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 （防振ゴム製造業を除く） 、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	チウラム
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設	Cd,Pb,As,ジクロロメタン,Se,1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン
58	窯業原料 （うわ薬原料を含む） の精製業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	Se
	（カドミウムを含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製の用に供するものに限る） イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	Cd,Se

	(鉛を含有する電気用特殊陶磁器原料又はうわ薬原料の精製業の用にするものに限る) イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	Pb,Se
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設	CN,ベンゼン
	ロ ガス冷却洗浄施設	ベンゼン
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く）	As,Se
	ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く） （鉛電極又は鉛合金電極を用いて電解を行うものに限る）	As,Pb,Se
	ニ 水銀精製施設	Hg
	ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	Hg,Cd,Pb,As,Se
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設（液体浸炭を行うものに限る）	CN
	ロ 電解式洗浄施設	Cr ⁶⁺
	ロ 電解式洗浄施設（シアン化合物を使用するものに限る）	Cr ⁶⁺ , CN
	ハ カドミウム電極または鉛電極の化成施設	Cd,Pb
	ニ 水銀精製施設	Hg
	ホ 廃ガス洗浄施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,Se
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む）	CN,ベンゼン
	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
66	電気めっき施設	Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素,1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン,シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	1,4-ジオキサン

66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く）をいう）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ハ 入浴施設	As
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	Cd, CN
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設	Hg, Cd, Pb, Org-P, Cr ⁶⁺ , As, CN, PCB, C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, Se, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, ベンゼン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロパン, チラム, シマジン, チオヘンカルブ, 1,4-ジオキサン
	ロ 焼入れ施設	CN
71の5	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設（前各号に該当するものを除く）	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン
71の6	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	ジクロロメタン
廃1	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る）	Hg
廃2	火薬製造業の用に供するトリニトロロソルシン鉛製造施設	Pb
廃3	貴金属精錬業の用に供する青化法製錬施設	CN
廃4	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 （トリクロロエチレンの回収を行うものに限る） （テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る）	C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₄ ,
廃5	廃油の蒸留施設 （トリクロロエチレンの回収を行うものに限る） （テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る）	C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₄
廃6	トリクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ HCl ₃
廃7	テトラクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ Cl ₄
廃8	写真感光材料製造業の用に供する溶解施設	ジクロロメタン
廃9	ジクロロメタンによる表面処理施設	ジクロロメタン
廃10	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 （四塩化炭素の回収を行うものに限る）	四塩化炭素
廃11	廃油の蒸留施設（四塩化炭素の回収を行うものに限る）	四塩化炭素
廃12	四塩化炭素による表面処理施設	四塩化炭素

廃 13	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1.2-ジクロロエタンの回収を行うものに限る)	1.2-ジクロロエタン
廃 14	廃油の蒸留施設 (1.2-ジクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 15	1.2-ジクロロエタンによる表面処理施設	
廃 16	石油精製業の用に供する改質施設	1.1-ジクロロエチレン
廃 17	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 ($C_2HCl_3, C_2Cl_4, 1.1$ -ジクロロエチレン,又は 1.1.1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 18	廃油の蒸留施設 ($C_2HCl_3, C_2Cl_4, 1.1$ -ジクロロエチレン,又は 1.1.1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 19	C_2HCl_3, C_2Cl_4 ,又は 1.1.1-トリクロロエタンによる表面処理施設	
廃 20	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (C_2HCl_3, C_2Cl_4 ,又はシス-1.2-ジクロロエチレンの回収を行うものに限る)	
廃 21	廃油の蒸留施設 (C_2HCl_3, C_2Cl_4 又はシス-1.2-ジクロロエチレンの回収を行うものに限る)	シス-1.2-ジクロロエチレン
廃 22	C_2HCl_3 ,又は C_2Cl_4 による表面処理施設	
廃 23	石油精製業の用に供する改質施設	1.1.1-トリクロロエタン
廃 24	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1.1.1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 25	廃油の蒸留施設 (1.1.1-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 26	1.1.1-トリクロロエタンによる表面処理施設	
廃 29	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1.1.2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	1.1.2-トリクロロエタン
廃 30	廃油の蒸留施設 (1.1.2-トリクロロエタンの回収を行うものに限る)	
廃 31	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1.3-ジクロロプロペン ¹⁾ の回収を行うものに限る)	
廃 32	廃油の蒸留施設 (1.3-ジクロロプロペン ¹⁾ の回収を行うものに限る)	ベンゼン
廃 33	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (ベンゼンの回収を行うものに限る)	
廃 34	廃油の蒸留施設 (ベンゼンの回収を行うものに限る)	
廃 35	ベンゼンによる表面処理施設	
廃 36	廃油の蒸留施設 (1.4-ジオキサン ²⁾ の回収を行うものに限る)	1.4-ジオキサン
廃 37	1.4-ジオキサンによる表面処理施設	
廃 38	1.4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設	

廃 39	上記の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又は上記の施設を有する工場若しくは事業場において生じた燃えがら（PCBに該当するものに限る）、汚泥、廃酸、廃アルカリ若しくはばいじん（PCBに該当するものに限る）の処理施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,As,Cr ⁶⁺ ,CN,PCB,Se C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロメタン,四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン,ベンゼン,1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン,1,3-ジクロロプロペン, チウラム,,シマジン,チオベンカルブ ※有害物質は該当施設に対応するものとする。
廃 40	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場若しくは事業場から排出される汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	ダイキシン類
廃 41	上記の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又は上記の施設を有する工場もしくは事業場において生じた汚泥、廃酸もしくは廃アルカリの処理施設(1,4-ジオキサンの規制に係る施設に限る)	1,4-ジオキサン
一号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイキシン類
二号	カーバイド法アセチレン製造の用に供する施設のうち、アセチレン洗浄施設	ダイキシン類
三号	硫酸カリウム製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	ダイキシン類
四号	アルミナ繊維製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	ダイキシン類
五号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設	ダイキシン類
六号	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	ダイキシン類
七号	カプロラクタム製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	ダイキシン類
八号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	ダイキシン類
九号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 排ガス洗浄施設	ダイキシン類

十号	<p>2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 排ガス洗浄施設</p>	ダイキソ類
十一号	<p>8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単にジオキサジンバイオレットという）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。</p> <p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>ニ 熱風乾燥施設</p>	ダイキソ類
十二号	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供するばい焼炉、熔解炉及び乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>	ダイキソ類
十三号	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生する煤じんであって集塵機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>	ダイキソ類
十四号	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（ばい焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 精製施設</p> <p>ハ 排ガス洗浄施設</p>	ダイキソ類

十五号	<p>別表第一の五号（火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上の廃棄物の焼却炉）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設</p>	ダイオキシン類
十六号	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設</p>	ダイオキシン類
十七号	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設 ロ 排ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>	ダイオキシン類

2 特定有害産業廃棄物を含む燃え殻、ばいじんを発生する特定施設

(1) 燃え殻・ばいじんに関するもの

施設名	規制対象物質名
前掲の表の特定施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設	Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
廃プラスチック類（PCB汚染物であるものを除く）の焼却施設のうち処理能力が0.1t/日を超えるか又は火格子面積が2㎡以上のもの	Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,Se
産業廃棄物の焼却施設（施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く）であって処理能力が5t/日を超えるもの	Cr ⁶⁺ ,As
廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号の施設）	ダイオキシン類

(2) ばいじんのみに関するもの

特定施設名		対象物質名称
(数字は、大気汚染防止法施行令別表第1、漢数字はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の分類による)		
No		
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉 （ペレット焼成炉を含む） 及びか焼炉 （14の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること （水銀の精錬の用に供するものに限る） （カドミウムの精錬の用に供するものに限る） （六価クロム化合物の製造の用に供するものに限る） （金属の精錬の用に供するものに限る） （セレン精錬又はセレン化合物の製造の用に供するものに限る）
		Hg
		Cd
		Cr ⁶⁺
		As
		Se
4	金属の製錬の用に供する溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む） 転炉及び平炉 （14の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること（セレン若しくはその合金の鑄造又はセレンくず、セレン合金くず若しくはセレン化合物を含有する塗料が付着した金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限る）
		Se

5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 （こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く）	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50l以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること	(水銀の精製の用に供するものに限り)	Hg
			(カドミウムの精製、カドミウム若しくはその合金の鑄造又はカドミウム化合物を含有する塗料が付着した金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限り)	Cd
			(鉛若しくはその合金の鑄造又は鉛くず、鉛合金くず若しくは塗料が付着した金属くずが混入している金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限り)	Pb
			(セレン若しくはその合金の鑄造又はセレンくず、セレン合金くず若しくはセレン化合物を含有する塗料が付着した金属くずを原料として使用する金属の精製若しくは鑄造の用に供するものに限り)	Se
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること	(カドミウム化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限り)	Cd
			(鉛化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限り)	Pb
			(砒素化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限り)	As
			(セレン化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限り)	Se
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉 （カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 及び直火炉 （26の項に掲げるものを除く）	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること	(水銀化合物の製造の用に供するものに限り)	Hg
			(カドミウム化合物の製造の用に供するものに限り)	Cd
11	乾燥炉 （14の項及び23の項に掲げるものを除く）		(鉛化合物の製造の用に供するものに限り)	Pb
			(六価クロム化合物の製造の用に供するものに限り)	Cr ⁶⁺
			(砒素化合物の製造の用に供するものに限り)	As
			(セレン化合物の製造の用に供するものに限り)	Se

12	製鉄，製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること	
		(カドミウム化合物を含有する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する製鉄又は製鋼の用に供するものに限る)	Cd
		(鉛くず，鉛合金くず又は塗料が付着した金属くずが混入している鉄くずを原料として使用する製鉄又は製鋼の用に供するものに限る)	Pb
		(ステンレス鋼の製鋼又は低炭素フェロクロム若しくはシリクロムの製造の用に供するものに限る)	Cr ⁶⁺
		(セレン化合物を含有する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する製鉄又は製鋼の用に供するものに限る)	Se
14	銅，鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉，焼結炉（ペレット焼成炉を含む），溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）転炉，溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上であるか，火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか，羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか，又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること	Cd,Se,Pb,As
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	(容量が 0.1 m ³ 以上であること)	Cd
		(赤色系顔料の製造の用に供するものに限る)	Cd,Se
21	燐，燐酸，燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設，濃縮施設，焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 kg 以上であるか，バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか，又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること	Cd
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設，乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 kg 以上であるか，火格子面積が 1 m ² 以上であるか，又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること	Cd
24	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む又は鉛の管，板若しくは線の製造）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること	Pb
		(鉛の第 2 次精錬の用に供するものに限る)	Pb,As
25	鉛電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること	Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉，反射炉，反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上であるか，バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること	Pb

二号	製鋼の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの（ 鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものは除く。 ）	ダイオキシン類
四号	アルミニウム合金の製造の用に供するばい焼炉、熔解炉及び乾燥炉	ばい焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、熔解炉にあつては容量が1トン以上のもの（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）	ダイオキシン類
廃1	廃棄物処理法施行令第7条第3項に規定する汚泥の焼却施設	汚泥（PCB汚染物、PCB処理物を除く）の焼却施設であつて、処理能力が5m ² /日を超えるもの、処理能力が200kg/時間以上又は火格子面積2m ² 以上であるもの（1,4-ジブチルを含む汚泥の処分の用に供するもの）	1,4-ジブチル
廃2	廃棄物処理法施行令第7条第5項に規定する廃油の焼却施設	廃油（PCBを除く）の焼却施設であつて、処理能力1m ² /日を超えるもの、処理能力が200kg/時間以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの（1,4-ジブチルを含む廃油の処分の用に供するもの）	
廃3	廃棄物処理法施行令第7条第13項の2に規定する産業廃棄物の焼却施設	産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く）の焼却施設であつて、処理能力が200kg/時間以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの（1,4-ジブチルを含むばいじん、廃酸、廃アルカリ及びそれらを処分するために処理したものの処分の用に供するものに限る）	

3. 特定有害産業廃棄物を含む廃油(廃溶剤)

特定施設名 (No; 水質汚濁防止法施行令別表第1の分類による)		規制対象物質名
No		
19	紡績業又は繊維製品の製造若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ト 染色施設 チ 薬液浸透施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ハ 原料回収施設	ジクロロメタン, 1,1-ジクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジブチル
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの リ セロハン製膜施設	ベンゼン
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン

28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	1,2-ジクロロエタン
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ニ 静置分離器	1,4-ジオキサン ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,1,2-トリクロロエタン, ベンゼン, 1,4-ジオキサン
37	31号から35号に掲げる事業所以外及び合成洗剤製造業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、石油精製業及び潤滑油再生業を除く）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	1,4-ジオキサン
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	1,4-ジオキサン
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ロ 抽出施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, ベンゼン, 四塩化炭素, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン,
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ニ 混合施設（有害物質を含むものを混合するものに限る）	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, ベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
49	農業製造業の用に供する混合施設	1,3-ジクロロプロペン
50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, ベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, 1,4-ジオキサン
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ホ 潤滑油洗浄施設	C ₂ HCl ₃ , 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設	ジクロロメタン, 1,1,1-トリクロロエタン

66	電気めっき施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, 四塩化炭素 1.1-ジクロロエチレン, 1.2-ジクロロエタン, 1.1.1-トリクロロエタン, シス-1.2-ジクロロエチレン,
66 の 2	エチレンオキシド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)	1,4-ジオキサン
67	せんたく業の用に供する洗浄施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 四塩化炭素, 1.2-ジクロロエタン, 1.1-ジクロロエチレン, シス-1.2-ジクロロエチレン, 1.1.1-トリクロロエタン
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって, 次に掲げるもの イ 洗浄施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン, 四塩化炭素 1.2-ジクロロエタン, 1.1-ジクロロエチレン, ベンゼン, シス-1.2-ジクロロエチレン, 1.1.1-トリクロロエタン, 1.1.2-トリクロロエタン, 1.3-ジクロロプロペン, 1,4-ジオキサン
71 の 5	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く)	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , ジクロロメタン
廃 1	トリクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ HCl ₃
廃 2	テトラクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ Cl ₄
廃 3	写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタンによる表面処理施設	ジクロロメタン
廃 4	四塩化炭素による表面処理施設	四塩化炭素
廃 5	1.2-ジクロロエタンによる表面処理施設	1.2-ジクロロエタン
廃 6	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又は 1.1.1-トリクロロエタンによる表面処理施設	1.1-ジクロロエチレン
廃 7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる表面処理施設	シス-1.2-ジクロロエチレン
廃 8	1.1.1-トリクロロエタンによる表面処理施設	1.1.1-トリクロロエタン
廃 9	ベンゼンによる表面処理施設	ベンゼン
廃 10	廃油の蒸留施設 (1,4-ジオキサンの回収を行うものに限る)	1,4-ジオキサン
廃 11	1,4-ジオキサンによる表面処理施設	1,4-ジオキサン
廃 12	1,4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設	1,4-ジオキサン